

船橋市公民館使用料の減免に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市公民館条例（昭和49年条例第29号）第8条の規定に基づき、公民館使用料を減免する場合について、船橋市公民館条例施行規則（昭和49年教育委員会規則第4号（以下「規則」という。））に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市 市の執行機関（行政機関及び教育機関を含む。）をいう。
- (2) 関係行政機関 国及び県の執行機関（行政機関及び教育機関を含む。）をいう。
- (3) 社会教育関係団体 船橋市社会教育関係団体の登録に関する基準（平成元年4月教育長決裁（以下「登録基準」という。））により、社会教育関係団体として登録された団体をいう。
- (4) 公共的団体 市及び関係行政機関と協力して活動している団体で、次条の規定により教育委員会に登録された団体をいう。
- (5) 福祉団体 市民福祉の向上を目的とする団体で、次条の規定により教育委員会に登録された団体をいう。
- (6) 障害者福祉団体 福祉団体のうち障害者福祉の向上を目的とする団体で、障害福祉課長からの依頼により、教育委員会に登録された団体をいう。

2 前項第4号、第5号及び第6号に規定する団体の登録にあつて、この要綱に定めのあるもののほか必要な事項は、登録基準を準用する。

(公共的団体、福祉団体及び障害者福祉団体の登録)

第3条 公共的団体、福祉団体及び障害者福祉団体として登録しようとするときは、あらかじめ当該団体を所管する課長が、社会教育課長を経由して、公民館使用に関する団体登録依頼書（第1号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の登録にあつて教育委員会は、公民館長の意見を聴いて、公民館使用に関する団体登録通知書（第2号様式）により、当該依頼書を提出した課長に通知する。

3 団体所管の課長は、当該団体の登録事項に変更が生じた場合は、社会教育課長を経由して、速やかに教育委員会に届け出なければならない。また、団体が解散し、又は届出を怠った行為が認められた場合には、当該団体の登録を取り下げなければならない。

4 教育委員会は、登録団体が登録基準第2条第2項の規定に抵触したときは、登録を取り消すことができる。

(団体情報の利用及び提供)

第4条 教育委員会は、前条の規定に基づく手続きにより入手した当該団体の情報について、社会教育の振興のため利用又は提供できるものとし、その他の目的で利用又は提供してはならない。ただし、船橋市個人情報保護条例第14条第1項の各号に該当するときは、この限りでない。

(使用料減免の特例)

第5条 規則第8条第1項第1号エの規定に該当するのは、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 船橋市社会福祉協議会及び船橋市社会福祉協議会が地域ごとに設置するその支部組織が、福祉の向上を目的として使用するとき。
- (2) 町会、自治会の全市的連合組織とそれを構成する概ね公民館区ごとの連合組織が、住民自治の推進を目的とした活動で使用するとき。

- (3) 規則第8条第1項第2号ア、イ及びウに規定する使用者が行う青少年育成を目的とした活動で使用する場合で、当該使用の半数以上の者が中学生以下の者であるとき。
- (4) 障害者福祉団体が、障害者福祉の向上を目的とした活動で使用するとき。
- 2 規則第8条第1項第2号オの規定は、前項各号に該当する使用者が、入場料又はこれに類するものを徴収して使用する場合に適用する。

(登録期間)

第6条 第3条の規定による使用者の登録期間は、7月1日から翌々年6月30日までの2年間とする。

ただし、期間の途中で登録を受けた場合の期間は、次期登録期間前日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めるときは、同項に規定する期間を延長することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

(船橋市公民館使用料減免の対象となる使用者に関する要綱の廃止)

- 2 「船橋市公民館使用料減免の対象となる使用者に関する要綱」(昭和48年4月1日施行)は廃止する。

(経過措置)

- 3 船橋市公民館使用料減免の対象となる使用者に関する要綱第6条の規定に基づく、第2条に規定する使用者の減免期間を3か月間延長し、平成18年9月30日までとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年6月24日から施行する。

年 月 日

船橋市教育委員会 へ

団体所管課長

公民館使用に関する団体登録依頼書

下記団体は、船橋市公民館使用料の減免に関する要綱の規定に基づく、公民館使用に関して減免の取扱を受けることができる団体（公共的団体・福祉団体・障害者福祉団体）として適切であることを確認しましたので、関係書類を添えて登録を依頼します。

なお、同団体は、要綱第4条に規定する情報の利用及び提供に同意することを確認しております。

記

公共的団体

団体

福祉団体

団体

（うち障害者福祉団体

団体）

※ 団体の種別ごとの名称、代表者氏名、事務所所在地、連絡先電話番号、会員数を記載した書面を添付すること。

年 月 日

様

船橋市教育委員会

公民館使用に関する団体登録通知書

年 月 日付けで依頼のあった下記団体について、船橋市公民館使用料の減免に関する要綱の規定に基づき、公民館使用に関して減免の取扱を受けることができる団体（公共的団体・福祉団体・障害者福祉団体）として登録されましたので通知します。

ただし、公民館の使用にあつては、別途使用及び減免の許可が必要となります。

記

公共的団体	団体（内訳別紙）
福祉団体	団体（内訳別紙）
（うち障害者福祉団体	団体（内訳別紙）